2026 年 10 月 1 日

求職活動等を行う皆さまへ

当法人では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

【求職活動等における当法人のルール】

1　当法人では、ハラスメント行為の防止について、従業員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

2　面談・面接、OB・OG 訪問に関するルール

⑴面談・面接の時間　10：00～　16：00 の 1 時間程度

⑵場所：就業予定事業所の会議室または打ち合わせスペース、人事部打合せスペース、当法人が指定した場所（オンラインやカフェ等のオープンスペース）

⑶実施体制：複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、当法人が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う際は必ず複数人で実施します。

⑷連絡手段：やり取りには当法人固定電話または Email を使用します。（従業員は当法人のメールアドレスを使用します。）

【相談窓口について】

当法人の採用活動において、万が一、従業員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。

ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口（注）

経営企画部 総務課　　0136-77-2833　　（男性）

メールアドレス　t741-sasaki@tsukushien.or.jp

人事部 労務管理課　　0136-75-7377　　（女性）

メールアドレス　s464-oikiri@tsukushien.or.jp